『栄光のメダル（体育賞）』授与規程

（趣旨）
第１条　この規程は、「栄光のメダル（体育賞）」（以下「栄光のメダル」という。）の授与について必要な事項を定める。

（授与の内容）
第２条　山口県教育委員会は、スポーツ分野において、優秀な成績を収めた、中学生・高校生に栄光のメダルを授与し、栄光を讃える。

（授与の対象）
第３条　前条に定める優秀な成績は、次に挙げるものとする。
①　全国大会　第２位、第３位（第１位はメダル栄光を授与）
②　中国大会　第１位
③　県高校新記録及び県中学新記録樹立
２　前条に定める中学生・高校生は、県内の学校に在学する者とする。
３　対象とする大会は各学校体育団体（中体連、高体連、高野連）の主催する大会とし、国民体育大会（中国ブロック大会含む）は対象から除く。

（授与の数）
第４条　授与数は、授与対象の競技が団体競技の場合は、対象とする大会で定められた選手の参加人数とし、授与対象のスポーツが個人競技の場合は、当該選手の数とする。
２　同一の競技による同一の者への栄光のメダルの授与は、同一年度につき１回とする。

（被授与者の決定）
第５条　申請は学校体育団体長が行うものとする。
２　教育長は、前項の申請に基づき、被授与者を選考し、決定する。

（授与の方法）
第６条　栄光のメダルは、学校体育団体長を介し被授与者の在学する学校の長（以下「学校長」という）が授与する。
２　授与期日については、各学校長が決定する。

（授与の時期）
第７条　栄光のメダルの授与は、毎年度上半期及び下半期の各１回とする。

附則
１　この規程は、平成１７年１２月　７日から施行する。